法律学習マニュアル〔第 4 版〕

弥永真生

2016 年 4 月発売／288 頁／本体 2000 円＋税
A5 判／並製

初級　中級　学習　学部　LS

編集担当者から

2001 年の 12 月に初版が刊行された本書も，第 4 版となりました。この 15 年の間に，インターネット環境は大きく変化し，データベースもますます充実して便利になりましたが，「法律を学ぶための基礎の基礎」は変わりません。それをぎゅっと凝縮し，1 冊にまとめたものが本書です。法律を初めて学ぶにあたり，まずは何をすれば良いのか。5 月の連休明け，少し新生活にも慣れてきた頃に，「講義を聴きにいくの，面倒……」と思ってしまったら，何をモチベーションに大学に行くと良いのか。夏に「ではレポートを提出するように」と言われたら，何を調べて何を書くと良いのか。その答えに行き着くためのヒントが，たくさんつまっている本書を，まだ新鮮な気持ちのうちに読んでみませんか。（AO）

Point!

P　**補足説明は本文の横に。1 頁の文字数も少なく，さらりと読めます。**

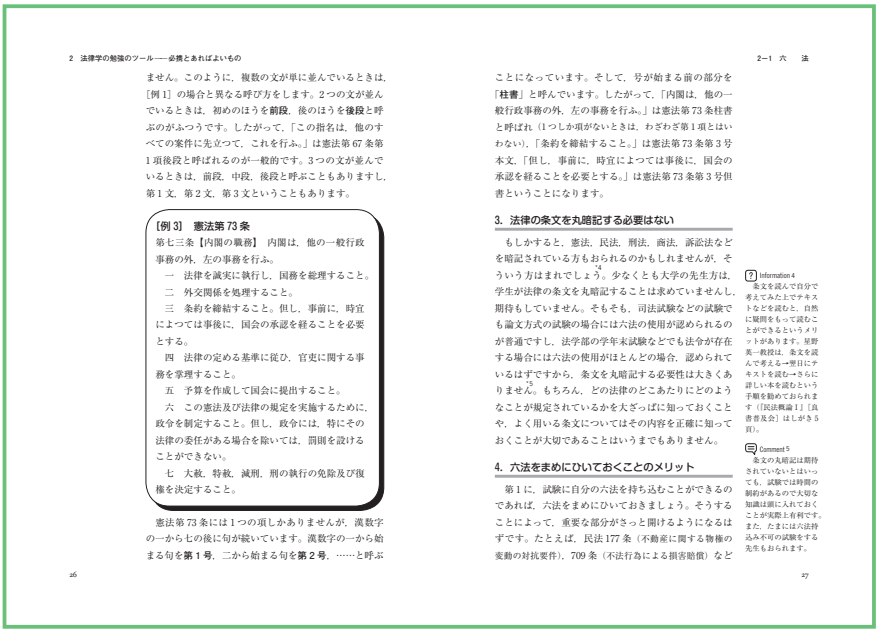

2　法律学の勉強のツール――必携とあればよいもの

ません。このように，複数の文が単に並んでいるときは，［例 1］の場合と異なる呼び方をします。2つの文が並んでいるときは，初めのほうを**前段**，後のほうを**後段**と呼ぶのがふつうです。したがって，「この指名は，他のすべての案件に先立つて，これを行ふ。」は憲法第 67 条第 1 項後段と呼ばれるのが一般的です。3つの文が並んでいるときは，前段，中段，後段と呼ぶこともありますし，第 1 文，第 2 文，第 3 文ということもあります。

［例 3］　憲法第 73 条

第七三条【内閣の職務】　内閣は，他の一般行政事務の外，左の事務を行ふ。
　一　法律を誠実に執行し，国務を総理すること。
　二　外交関係を処理すること。
　三　条約を締結すること。但し，事前に，時宜によつては事後に，国会の承認を経ることを必要とする。
　四　法律の定める基準に従ひ，官吏に関する事務を掌理すること。
　五　予算を作成して国会に提出すること。
　六　この憲法及び法律の規定を実施するために，政令を制定すること。但し，政令には，特にその法律の委任がある場合を除いては，罰則を設けることができない。
　七　大赦，特赦，減刑，刑の執行の免除及び復権を決定すること。

憲法第 73 条には 1 つの項しかありませんが，漢数字の一から七の後に句が続いています。漢数字の一から始まる句を**第 1 号**，二から始まる句を**第 2 号**，……と呼ぶ

26

2-1　六　法

ことになっています。そして，号が始まる前の部分を「**柱書**」と呼んでいます。したがって，「内閣は，他の一般行政事務の外，左の事務を行ふ。」は憲法第 73 条柱書と呼ばれ（1 つしか項がないときは，わざわざ第 1 項とはいわない），「条約を締結すること。」は憲法第 73 条第 3 号本文，「但し，事前に，時宜によつては事後に，国会の承認を経ることを必要とする。」は憲法第 73 条第 3 号但書ということになります。

3. 法律の条文を丸暗記する必要はない

もしかすると，憲法，民法，刑法，商法，訴訟法などを暗記されている方もおられるのかもしれませんが，そういう方はまれでしょう。[4] 少なくとも大学の先生方は，学生が法律の条文を丸暗記することは求めていませんし，期待もしていません。そもそも，司法試験などの試験でも論文方式の試験の場合には六法の使用が認められるのが普通ですし，法学部の学年末試験などでも法令が存在する場合には六法の使用がほとんどの場合，認められているはずですから，条文を丸暗記する必要性は大きくありません。[5] もちろん，どの法律のどこあたりにどのようなことが規定されているかを大ざっぱに知っておくことや，よく用いる条文についてはその内容を正確に知っておくことが大切であることはいうまでもありません。

4. 六法をまめにひいておくことのメリット

第 1 に，試験に自分の六法を持ち込むことができるのであれば，六法をまめにひいておきましょう。そうすることによって，重要な部分がさっと開けるようになるはずです。たとえば，民法 177 条（不動産に関する物権の変動の対抗要件），709 条（不法行為による損害賠償）など

Information 4
条文を読んで自分で考えてみたとテキストなどを読むと，自然に疑問をもって読むことができるというメリットがあります。星野英一教授は，条文を読んで考える→翌日にテキストを読む→さらに詳しい本を読むという手順を勧めておられます（『民法概論 I』［良書普及会］はしがき 5 頁）。

Comment 5
条文の丸暗記は期待されていないとはいっても，試験では時間の制約があるので大切な知識は頭に入れておくことが実際上有利です。また，たまには六法持込み不可の試験をする先生もおられます。

27